

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令
令和 2年 3月13日 政令第45号
施行：令和 2年 3月14日
改正：なし

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令
令和 2年 3月13日政令第45号

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令
をここに公布する。
内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条
の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

附 則

この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号）の施行の日〔令和二年三月一四日〕から施行する。
